資料４

令和３年度第１回誰もが共に暮らすための市民会議　議事録

（会場・書面開催）

会場開催日時：令和３年６月２５日
書面会議期間：令和３年７月９日まで

配布資料

１　第１回誰もが共に暮らすための市民会議　資料
２　参考資料１　障害者総合支援計画（2018～2020）令和２年度達成状況報告書（案）
３　参考資料２　コロナ禍において生じた困りごと
４　参考資料３　令和２年度第３回誰もが共に暮らすための市民会議　議事録
５　参考資料４　令和２年度第３回誰もが共に暮らすための市民会議　アンケート結果
６　第１回誰もが共に暮らすための市民会議　意見シート
７　令和３年度　第１回誰もが共に暮らすための市民会議　アンケート

１．開会

（事務局）
皆様大変お待たせいたしました。お時間となりましたので、「令和３年度第１回誰もが共に暮らすための市民会議」を始めさせていただきます。
本日は、お忙しい中、市民会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
私は、本日司会を務めます、障害政策課の増田と申します。どうぞよろしくお願いします。なお、前方で手話通訳を行っておりますので、見えづらい方がいらっしゃいましたら、見やすい位置に移動していただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。
それでは、開会に当たりまして、障害政策課長の竹内より、御挨拶を申し上げます。

課長挨拶

（障害政策課長）
皆様、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました、障害政策課長の竹内と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
会議の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。
本日は、大変お忙しい中、令和３年度第１回誰もが共に暮らすための市民会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。
さいたま市では、ノーマライゼーション条例の制定から、今年で10年となりました。これまで、本日のような市民会議などの場で皆様からの御意見をいただきながら、さいたま市障害者総合支援計画を策定し、障害のある方への支援やノーマライゼーションの推進について、取り組みを進めてまいりました。

この様な中、コロナ禍が長引いておりまして、障害のある方やご家族、事業所の職員の皆さまにも大きな影響が続いていることと存じます。
昨年度の市民会議から、「コロナ禍での困りごと」として、皆さまから様々な事例や御意見をいただきました。その中には、我々職員では気付かないような事例もありました。このように生の声を直接聞くことができる市民会議はとても貴重な機会でございます。
市民会議を通じて、皆さまにいただいた事例をもとに、本市では、市民に向けた周知活動を実施しているところでございます。本日は、今後の取組みなどについて、引き続き皆さまから忌憚のない御意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）
ありがとうございました。

続きまして、今年度より会議の座長をお願いいたします、国際医療福祉大学の松永教授から御挨拶をいただきます。

座長挨拶
（松永座長）
皆様おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました国際医療福祉大学の松永でございます。私もさいたま市の住民でございます。専門は障害児者福祉でございます。
本日は、このような活発な御意見を交換できる会議の座長を仰せつかり、大変光栄なことと思っております。
私たちは今、新型コロナウイルスの厳しい試練の中におります。今日の会議では、皆様からこの試練を生き抜く有意義な御意見が出るものと楽しみにしております。
以上、簡単ではございますが、私のあいさつに代えさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）
ありがとうございました。
なお、公務の都合で、このあと竹内が途中で退席させていただきますので、御了承ください。
それでは、本日の会議資料について、御説明いたします。
資料につきましては事前に、郵便でお送りしておりますが、７点ございます。
まず、１点目が「令和３年度　第１回誰もが共に暮らすための市民会議資料」、縦向きのホチキス留めの冊子の資料でございます。なお、表紙にあります６月２５日の曜日に誤りがございました。ご迷惑をおかけいたしました。
２点目が参考資料１といたしまして、「障害者総合支援計画（2018～2020）　令和２年度達成状況報告書（案）」少し厚い冊子でございます。こちらにつきましても、３４ページ上段の事業番号５９「視覚障害者への情報提供の充実」の内、令和２年度の取り組み内容の３行目、「盲人用録音物」の表現について、修正してございませんでしたので、今後

表現を見直しいたします。誠に申し訳ございませんでした。
３点目が参考資料２といたしまして、「コロナ禍における困りごと」でございます。
４点目が参考資料３といたしまして、「令和２年度第３回誰もが共に暮らすための市民会議　議事録」でございます。
５点目が参考資料４といたしまして、「令和２年度　第３回誰もが共に暮らすための市民会議　アンケート結果」でございます。
６点目が１枚紙の「意見シート」でございます。こちらは、グループワークの際に自分の意見をまとめる場合などにお使いください。
７点目が「令和３年度　第１回市民会議　アンケート」でございます。
なお、アンケートにつきましては、本日の市民会議終了後に、受付で回収させていただきますので、ご協力お願いいたします。
また、本日ご回答が難しい場合には、アンケート用紙の裏面にございますとおり、送付先へのＦＡＸやメール、さいたま市ホームページのアンケート回答フォームなどでもご回答いただけるようにしておりますのでご活用ください。
回答の締め切りは、令和３年７月９日の金曜日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
以上７点が本日の資料となります。皆様、不足等はございませんでしょうか。

■さいたま市の障害者施策の推進体制について
それでは、本市の障害者施策の推進体制について、御説明をいたします。お配りをしております、「資料１　令和３年度　第１回誰もが共に暮らすための市民会議資料」資料１の２ページ、「さいたま市の障害者施策の推進体制」をご覧ください。
さいたま市の障害者施策については、障害者総合支援計画をどのような内容にするのか、どのように進めていくのかなどを協議する、円の上にある「さいたま市障害者政策委員会」、それから、円の左側にある、障害者施策について市民の皆さまが意見交換を行う、「誰もが共に暮らすための市民会議」、そして円の右側にある、計画を実施するさいたま市が、お互いに連携して、よりよい施策を進めてまいります。
市民会議において、皆様からいただきました御意見につきましては、「さいたま市障害者政策委員会」にご報告をいたします。
なお、今年度の市民会議の年間の予定については、こちらの２ページの下のほうにございます、「令和３年度　誰もが共に暮らすための市民会議年間予定」にございますとおり、本日の６月２５日（金曜日）が第１回、次の第２回が１２月１７日（金曜日）、最後になりますが、第３回が年明けの２月２８日（月曜日）、合計３回、市民会議を開催する予定でございます。なお、第３回目につきましては、参加者募集の時点で、１４時からの開催としておりましたが、新型コロナウイルスの影響も考慮しつつ、１８時４０分からの実施として、夜間開催とすることとしました。こちらにつきましては、また開催１カ月程度前に、参加者の皆さまに別途お知らせをいたします。
なお、２回目以降の市民会議の開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況などを踏まえ判断してまいります。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、会場開催を中止とさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■令和２年度第３回市民会議のテーマに対する主な意見について

続きまして、４ページの「第３回市民会議のテーマに対する主な意見について」をご覧ください。

昨年度の３月に開催いたしました、第３回市民会議におきまして、テーマといたしました、「緊急事態宣言の再発令によって新たに生じた困りごとについて」及び「コロナ禍において生じた困りごと」について、皆様からたくさんの御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

皆様からいただいた御意見をとりまとめ、３月に開催いたしました、障害者政策委員会に報告し、政策委員会委員の皆様からいただいた、御意見をページ下段にまとめましたので、ご報告させていただきます。

政策委員会での意見につきましては「好事例集を集めて啓発活動をしていく方向について大いに進めるべきだと思う。」といった御意見や、「市民会議でこういった配慮を受けて助かった、よかったという意見をきいていただくことはできないか。」といった御意見をいただいたところです。

こうした御意見を踏まえまして、今年度についても皆様からの困りごとや、困りごとの解決に向けての好事例を引き続き収集し、ホームページやSNSを活用し、広く周知を行っていく予定でございます。

簡単ではございますが、第３回市民会議についての報告は、以上とさせていただきます。

■テーマの説明について

それでは、本日のテーマについて御説明させていただきます。

本日のテーマは、２つございまして、まず一つめが、「令和２年度障害者総合支援計画の実施状況等について」、二つめが、「「新しい生活様式」における障害者への配慮に関する啓発について」でございます。

障害者総合支援計画　令和２年度達成状況の報告について

まず、一つめのテーマは、「令和２年度障害者総合支援計画の実施状況等について」でございます。障害者総合支援計画の令和２年度の実施状況等につきまして、御意見や皆様が感じていらっしゃる現状などについて、ご発言をいただければと思います。

それでは、「資料１　令和３年度　第１回誰もが共に暮らすための市民会議資料」こちらの資料の５ページ、「障害者総合支援計画（２０１８～２０２０）の実施状況等について」をご覧いただきたいと思います。

まず、「１．達成状況報告書とは」という項目についてですが、本市では、障害者総合支援計画にある事業を取りまとめ、報告をしているものでございます。

次に、「２．令和２年度実施状況等の概要」でございます。

まず、全体の評価結果でございますが、前期計画の事業は全部で９３事業ありまして、各事業の令和２年度の目標に対する達成度について、事業所管課が、内部評価を行いました。

評価基準といたしましては、数字で目標が設定されている事業の評価については、達成度合いに応じてA～Dと評価しており、CもしくはDの評価については未達成の事業となります。また、数字で目標を設定していない事業については、取組内容から総合的に判断

しています。
　なお、令和２年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業が多くございました。当初見込んでいた目標を達成できなかった場合においても、実績値の算出が可能である場合は、通常どおり達成率の算出を行い、A～D 及び「－」の評価を行っています。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響を原因として「C」もしくは「D」評価となった目標指標は、個別評価欄にて『C「コロナ影響」』、『D「コロナ影響有」』と記載しています。
　また、新型コロナウイルス感染症の影響により、実績値の測定ができなくなったり、代わりの方法でも測定もできない場合は、「コロナにより測定不可」としています。
　評価の内訳といたしましては、９３事業のうち、「Ａ　目標を上回って達成」が１７事業、「Ｂ　目標をおおむね達成」が４４事業、「Ｃ　目標を未達成」が１９事業ございまして、「Ｄ　目標に対してほぼ未着手」が２事業ございました。
　また、「該当事業なし」が２事業ございました。
　なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、測定できなかった、「コロナにより測定不可」が９事業ございます。
　その結果、「Ａ　目標を上回って達成」と「Ｂ　目標をおおむね達成」を合わせた「目標を達成」した事業は、９３事業中、６１事業となり、割合では６５．６％となりました。
　また、重点事業の評価結果については、２５の重点事業のうち、「Ａ　目標を上回って達成」が６事業、「Ｂ　目標をおおむね達成」が１２事業、「Ｃ　目標を未達成」が６事業ございまして、「Ｄ　目標に対してほぼ未着手」となった事業はございませんでした。
　なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、「コロナにより測定不可」が１事業ございました。
　評価基準や全事業の詳細や評価理由等につきましては、お配りしております「参考資料１　障害者総合支援計画（２０１８～２０２０）令和２年度達成状況報告書（案）」に掲載しております。
　計画に掲げている事業の中には、明確な数値目標を掲げることが難しい事業が多くあります。また、目標値に対する実績を、どう評価するのかという点につきまして、市の内部評価と、皆様の感じている評価が異なっている場合もあるかと思いますが、あくまで、評価基準に基づく内部評価でございますので、本日は、皆様の率直な御意見をいただければと思います。
　また、繰り返しにはなりますが、本日、皆様からいただきました御意見につきましては、来月下旬に開催いたします、「さいたま市障害者政策委員会」にご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

「新しい生活様式」における障害者への配慮に関する啓発について
　続きまして、２つ目のテーマであります「「新しい生活様式」における障害者への配慮に関する啓発について」について御説明します。
　「資料１　令和３年度　第１回誰もが共に暮らすための市民会議資料」こちらの資料の６ページをご覧ください。
　「「新しい生活様式」における障害者への配慮に関する啓発」として、今年度についても皆様からの困りごとや、困りごとの解決に向けての好事例を引き続き収集してまいりま

す。すでに、ホームページやSNSにおいて、周知を始めたところでございますが、順次情報を追加していく予定でございまして、今後も広く一般に周知を図ってまいります。
　そのため、具体的な困りごとと併せて、「こういった対応を取ってもらうと助かる」、「うれしい」と言った問題の解消に向けた好事例についても多くの御意見も是非お聞かせいただければと思います。
　また今後、広く周知啓発を行っていくうえで、「どのような啓発が効果的か」について、皆様から御意見をいただき、周知啓発の参考とさせていただきたいと思います。
　本日は、お手元の資料６ページ、ワークシートを参考に、配布方法や周知方法など、どのようにすればより効果的な周知啓発ができるか、御意見をいただければと思います。
　続いて、資料の７ページをご覧ください。
　コロナ禍における困りごとに関連して、「新型コロナウイルスワクチン接種に伴う情報提供等」についてご報告いたします。
　新型コロナウイルスワクチン接種の準備にあたっては、障害のある方が接種についての情報を入手できるよう、皆さまからの御意見を参考にしながら、ワクチン担当課と協力し、準備をすすめました。
　具体的な内容につきましては、それぞれの障害に合わせて、実施した内容を記載してありますので、ご覧ください。
　続いて、7ページの下段になります。コロナ禍における障害者の困りごと周知啓発については、先程も御説明したところですが、次のとおり周知を図ってまいります。
・さいたま市ホームページへの掲載（６月）
・Twitterさいたま市公式アカウントへの掲載（６月）
・周知啓発用チラシの作成
・さいたま市職員向けに庁内電子掲示板を利用した周知を実施
・市報さいたま８月号への掲載依頼
　このうち、市報８月号への掲載以外は全て実施済みでございます。今後も、皆さまからの御意見を参考にし、ホームページへの掲載内容については、随時情報を更新してまいります。
　以上が本日のテーマの説明となります。

■市民会議の進め方
　ここで、市民会議の進め方について、御説明させていただきます。ページが戻りますが、「資料１　令和３年度　第１回誰もが共に暮らすための市民会議資料」の３ページをご覧ください。
　まず、①話すときは、会議進行役のファシリテーターの呼びかけによって話し始めてください。
　②みなさんが発言できるように、１回あたりの発言は３分くらいを目安にお願いします。ただし、障害の特性にあわせて、特別な配慮が必要な方は、５分くらいを目安としてください。
　③他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞くようにしてください。
　④話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止めてください。少人数意見を大切にしてください。
　⑤特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしてください。

⑥みんなが発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。また、限られた人だけが発言するのではなく、発言したい人みんなが発言できるよう配慮してください。
⑦個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、市民会議が終わった後に、個人がわかる形で、他の人に話さないでください。
みなさんで、より良い話し合いを行い、会が実りあるものになるようにご協力をお願いします。市役所職員も各グループにお邪魔して、書記を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
話し合いは、１１時０５分までになります。そのあと、１０分間の休憩を挟んで、１１時１５分から、ファシリテーターの方に、グループでの御意見を発表していただきます。
なお、各グループから挙がった意見については、模造紙にまとめ、会議終了後に会場前方に掲示いたします。会議終了後に時間を設けますので、記録が必要な方は撮影を行ってください。
それでは、グループでのお話合いを始めてください。

■発表・まとめ
それでは、お時間となりましたので、各グループのファシリテーターの方にグループでの話し合いの概要を発表していただきます。
まず、Ａグループから発表させていただきますので、Ｂ，Ｃグループはまだ模造紙がまとまり終わっていなければ、この間に並行して作業を進めていただければと思います。
それではＡグループから発表をお願いいたします。

令和３年度第１回誰もが共に暮らすための市民会議における
「令和２年度達成状況報告書（案）」についての意見

全般
評価について
・成果指標の立て方、事業内容を再度見直すべきではないか。
・障害者総合支援計画達成状況報告書を拝見し、各事業への真摯で綿密な取り組みに対して大変感銘している。障害、福祉関係はまだまだ日本では先進国の仲間入りはしていないと理解していたが、安心感と今後のさらなる取り組みを期待する。
・給付事業について、対象者に対する利用者割合で評価をしている項目があるが、これではそもそも給付対象が望ましいものになっているのかわからない。事業そのものについて、対象者以外の障害者も含めたアンケートを実施して評価するなどの変更が必要ではないか。

相談窓口について
・相談窓口が多く、相談先がわかりにくい。保健センターでは、市民の健康相談を受けるべきなのに、成人を対象としては機能していない。

事業の実施について
・研修系の事業が軒並み中止となっている。コロナによって、会場に集まって話を聞くという学び方は変化を求められているため、コロナ禍でも実施できる方法を検討するべき。

・コロナ禍においても、市民のつどいや市職員研修など、工夫して実施したことは評価できる。Youtube などの動画を利用した場合は、アクセス数や登録者数なども参考にして今後の資料にした方が良い。
・コロナ禍での達成状況は、緊急事態の中、高い達成率だったと思われる。
ただ、このコロナ禍の影響が令和 3 年度以降どれだけあるのか続くのか心配される。国の予算(国庫補助金等)や、県の予算も見直されると思うので、さいたま市としても計画の内容を精査して事業内容を見直したり、優先順位を考慮して施策を実行してはどうか。

事業番号 1　障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発
・ノーマライゼーションカップが新型コロナウィルスの影響により、開催出来なかったとあるが、サッカーだけにこだわらず、色んな形でのイベントをテレビを通す企画などに代えて実行に移すことも出来ると思う。
・市民に周知するには、紙面だけでなく、目で見て実感するイベントなどを開催するやり方もある。
・啓発イベントについては、新型コロナでイベント開催が難しくなった中、オンライン活用など柔軟に工夫されて実施された点はもっと評価すべきと思う。
・ノーマライゼーション条例は総合支援計画 42 ページにもあるように当事者さえも知らないのは悲しい。条例に基づいてなにもできていないからだと思う。

事業番号 3　ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施
・市民の集いのオンラインでの閲覧数も重要なので公開してほしい。わざわざ閲覧する人が「理解が深まった」と回答するのは当たり前なので、これで理解度を測ることは意味がないと思う。

事業番号 8　市職員の障害者への理解促進
・WEB システムを使った研修は今後も続け、多くの職員が複数回行えるようにしたらよいと思う。

事業番号 10　差別の解消及び権利擁護のための研修の実施
・市のホームページに資料を掲載したことは良いと思う。
・事前に、職員に対して、それぞれの障害種別の当事者が話をしている動画を撮影し、障害者のイメージが直接分かるようにするのはどうか。

事業番号 11　障害者虐待への適切な対応、支援の実施
・障害者の保護の場がどこなのか公にしてほしい。

事業番号 12　虐待の防止のための研修の実施
・WEB を使って研修すればよいと思う。

事業番号 14　成年後見制度の利用の促進
・市民後見人が受任している件数（累積・年度共に）が分からない。裁判所がどのくらい任せているのか。受任できないなら更新しないのも無理はないと思う。

事業番号19　多様な学びの場の充実
・整備率が100%になったのはとても良いが、職員が地域の放課後児童クラブや放課後デイサービス事業所ときちんと連携をとれていないケースが散見されるので、職員に連携の必要性を徹底すべき。

事業番号20　相談支援体制の充実
・大人の障害者の相談（福祉サービス）と生活保護、障害児の相談、高齢者の相談を別々に捉えている縦割り行政を大いに感じる。地域でのそれぞれの相談事業の整備と補助、区割りの細分化、情報の共有の方法を行政主導で行なった方が良い。

事業番号22　障害者（児）への福祉サービスの充実
・当たり前の事なので目標としては不適当だと思う。

事業番号23　障害福祉サービス事業所等の整備
・今般の生活介護事業所を希望する方が増えているようなので目標が妥当であるのか、希望者数の割り出しと合わせて初めて達成が計測できるのではないかと思う。放課後等デイサービスで送迎を受けていたため、進路も送迎が前提になっているケースも多くなっている。

事業番号26　ふれあい収集の実施
・ふれあい収集自体を知らない方も多いので、ゴミ出しマニュアルだけでなく市報などにも掲載をお願いしたい。

事業番号29　精神科救急医療体制整備事業の実施
・警察官通報対応は、件数だけで測れるものではない。

事業番号33　高次脳機能障害の普及啓発と相談支援
・「地域相談会」が県と共催となっているため、さいたま市単独で「地域相談会」を行うべきではないか。

事業番号36　グループホームの整備
・グループホームの入所枠が増えても、障害が重い人は入ることができない。単なる入所枠を成果指標とするのではなく、質も含めて評価をするべきではないか。
・単に人数だけで実績とするのではなく、求めている人数に対し、達成した人数を表記した方がよいのではないか。
・グループホームの整備人数はA評価であるが、重度の障害のある方は利用できるのか。数だけでなく、重度の障害のある方でも利用できるような整備の内容も考慮すべき。
・企業が多く参入している現状があり、暮らしの質についても把握が必要ではないか。
・重度障害者の利用が進んでいない。成果指標には整備人数とともに、支援区分による利用者数のデータがあると良い。
・既存の建物で重度障害者を受け入れるにはスプリンクラー等の設置義務があるため、回

収やスプリンクラー等の設置のための市単独の補助制度が必要。
・支援員の専門性を高めるためには研修制度が必要。やりがいのある仕事にするためには、報酬での評価が大切で、運営費の補助制度の拡充が必要。
・グループホームの運営を適正化させるために第三者による評価などの仕組みが必要。
・グループホームと言っても、巡回型や夜間常駐型、日中サービス支援型色々あるので、本当にニーズに沿っているのか細かいニーズ把握したうえで整備人数を地域ごとに割り出して充足率を出さないと意味がないように思う。特にさいたま市南部は特に少ないと感じる。
・グループホームの達成状況は数年Aであるが身体障害対応のグループホームは相変わらず少ない。数少なく出来たところも車椅子が利用できるようにするためには面積を広くする必要があり、地価・家賃の関係から駅から遠いところに建築されている。車いすの人ほど駅に近いところで利便性の良いところで生活する必要があると思う。介護にも人手が必要であるが駅から近ければ求人の応募も多くなる。民間の企業努力に頼らず行政の補助が必要。

事業番号42　障害者生活支援センターの充実
・障害の種別によって相談する方のばらつきがある。視覚障害のある人の相談を受けてもらえるような体制にしてほしい。
・基幹センターの設置だけでなく川口市のように一般・指定特定としっかり役割分担が出来ないと基幹に負担がかかるだけだと思う。

事業番号46　障害者相談員の設置
・コロナ禍において、訪問できないなどの事情があった。実情を考慮して評価してほしい。
・障害者相談員は地域部会にぜひ呼んで相談支援専門員と連携させるべきだと思う。

事業番号47　聴覚障害者相談員の設置
・新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、平成30年度、令和元年度は相談員2名体制であったのに対し、令和2年度は相談員1名体制となったため、相談件数が減ったのではないか。
・コロナ禍において、訪問できないなどの事情があった。実情を考慮して評価してほしい。

事業番号48　障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援
・就職面談会の参加者実績が7名は少ない。市職員だけでなく、現場の職員からもアイデアを聞いて、やり方を工夫すべき。
・参加者7人は少なすぎる。その後アンケートや入職したかの追跡も行わないと効果が図れない。処遇改善は国の政策なので、周知を図るのは当たり前であり、目標にならない。市独自で何か政策を練ったものを成果に掲げるべき。

事業番号49　手話講習会の開催・事業番号50　要約筆記者養成講習会の開催・
事業番号51　市職員に対する手話等の研修の実施

・施設の空きがないとの理由で研修の回数が減った研修や、実施時期が年度後半であり、コロナの影響があっても延期とすることができず中止になった研修があった。中止とするのではなく、コロナ禍であっても実施できる方法を考えてほしい。
・聴覚障害者への情報提供の充実 のところで、手話通訳者、要約筆記者の派遣とあるが、情報提供はそれだけではないので、もっと幅広く考えて欲しい。手話通訳や要約筆記の利用だけではなく、利用していない時にも、情報を得やすい工夫が必要だと感じる。
・手話講習会はコロナの影響により、参加者が少なかったと聞いている。今年度、続けて上級の講座に参加する人は、当然今までよりも減少すると考えられる。目標値の設定は今までと同じ数値では測れないのではないかと感じる。

事業番号55　特別支援教育に関する教職員の専門性の向上
・支援学校が少なく、教員数も少ない。教員を増やし、専門性のある研修等を受けられる時間が取れるようにするべき。

事業番号57　障害者等に配慮した情報提供
・情報保障に関し、市の組織の中でも意識の温度差があるように思う。特にIT部門のアクシビリティについて理解がないように見受けられる。県と市でもデジタルトランスフォーメーションに関する取り組みにおいて、情報保障の取り組みに大きな違いがある。
・ガイドブックを作成頂いているが、情報の羅列で自分がどの支援を受けられるのか非常にわかりづらい。紙媒体以外にホームページを利用して障害種別と程度から受けられる援助が検索できる仕組みを作るなど、利用者視点に立った情報提供が必要だと思う。

事業番号62　障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実
・ソーシャルファームの概念と、令和元年度実績に記載されているわーくはぴねす農園は概念が異なるものであると思うが、実績とするのは妥当であるか疑問がある。
・障害の種別によって相談する方のばらつきがある。視覚障害のある人の相談を受けてもらえるような体制にしてほしい。

事業番号65　自主製品販売事業の活性化
・市内の農家による農産物マルシェはいい場所でやっているのに、ピアショップは場所が悪い。区報に毎月のピアショップの販売事業所や品目を表にして掲載してほしい。

事業番号67　障害者の働く場づくりの推進
・障害者を雇用したとしても、働き手が長続きしない現状を聞く。若い人でも関わりやすい業界へ障害者雇用を広げてもよいのではないか。
・ソーシャルファームについて、働いている人の状況など、質や中身の評価もすべき。
・ソーシャルファームをすべて批判するつもりはなく、スタートラインに立つことも重要。ただし、本業とかけ離れており、その企業の本社や支社に昇進する事も絶対にないのでは、その企業に雇用されている実感を得られず、ただのアウトソーシングと言われても仕方がないと思う。社員と同じ現場や、特定子会社などで障害者を受け入れている事業者と同じ障害者雇用としてカウントにされるのは納得がいかない。これがまかり通ったら他の企業もソーシャルファーム化に流れていくのではないかと危惧している。

事業番号70　バリアフリー化の推進
・バリアフリー施策として、視覚障害のある方に対してホームドアはよく整備していると思う。しかし、他の障害種別、高齢者に対しても配慮ができているのかも確認が必要なのではないか。

事業番号84　防災知識等の普及・啓発
・出前講座「はじめよう！我が家の防災対策」を15回実施したのは良いと思う。しかし、熊本の大雨の時、コロナ対策によりパーテーションがつけられてしまい、聴覚障害のある方の視覚情報が遮断されてしまった。感染症対策の比重が上がってしまうことで、障害のある人に配慮がされているのか不安がある。
・災害時要配慮者支援マニュアルは障害福祉サービス事業者すべてにも配布してほしい。

事業番号87　緊急時における確実な情報の発信・受信
・コロナにより、避難所は段ボールなどで家族ごとにパーテーションで区切られるようになった。視界が遮られるために、避難所内で音声アナウンスが流れていても、聞こえない人には届かない。避難所にWi－Fiを設置する、予め情報弱者となる人には、タブレットなどのデバイスを配る、操作を教えるなどしておきながら、避難所内ではICTを活用した情報発信をしていくべきではないか。

福祉施設の入所者の地域生活への移行
・県は入所施設の定員削減の目標値を示してはいない。さいたま市にはまだ入所施設が必要。実績値から見て県と同様に定員削減を示さず、地域移行の資源づくりを進めていくべき。

地域生活支援拠点等の整備
・短期入所は特に必要だが、現状は手のかからない障害者や本人のためのレスパイトの利用が主となっている。強度の行動障害のある人の多くは他市の入所施設の短期入所を利用している。医療的ケアが必要な人はなかなか利用すらできない。必要な人が利用できるように市内9カ所の入所施設において短期入所の専門性を高め、拠点型の整備を進めるべき。また、市の事業団が運営する重度障碍者の通所施設に単独型の短期入所を整備することが必要。

その他
・市民会議に一般の参加者を増やし、障害についての理解を促進するため、市民会議の回数を増やした方が良い。
・車椅子の申請のため、更生相談センターに予約していたのですが、緊急事態宣言のため、延期になったことが３件あり、車椅子が壊れている状況で放置されてしまったことに、なにがあっても優先させなければならない事があるのではないかと感じた。
・対面して実施する事業について、新型コロナウィルス対策の影響が大きく、これまでの取り組みを踏まえつつ、新しい生活様式に合わせた取り組みへの工夫が必要だと感じた。

令和３年度第１回誰もが共に暮らすための市民会議における
「新しい生活様式における障害者への配慮に関する啓発」についての意見

【困りごとや配慮に対する意見】
生活の場面に対する困りごとについて
・感染症対策として、施設で時間をずらして食事をとるようになったが、知的障害のある方にとっては、施設でわいわい食事することが出来なくなったことを受け入れられず、不満を持っている。
・レスパイトのための施設を探すのが大変なので、地図上で施設を探せるようなアプリがあったらいいのではないか。
・地図のような形式だと、視覚障害の方には使いづらくなってしまうため、障害に応じた配慮が必要ではないか。
・特に知的障害のある方は、キャッシュレス決済により、どのくらいお金が減っているかわからないので、金銭感覚を失う人が多い。アプリなどで、残高が図で見えるようなものがあるとよい。
・コロナ禍で非接触、マスクが外せないという状況にあるが、身体障害をお持ちの人は介助が必要である。
・非接触を進めるために、単に無人化にすれば解決という話ではなく、障害特性によっては不便を被ることを発信していく必要がある。
・マスク着用の周知で、聴覚障害者は相手の表情、口形が読み取れず、不便を感じる。レストラン、スーパー、病院、公共的施設職員などは透明マスクの着用をしていただきたい。
・透明マスクの着用が難しい場合、相手が聴覚障害者と分かれば、マスクを外す心配りをして欲しい。
・マスクは普段からしているが、聴覚障害のある人の集会などでは透明のマスクを着用している。透明のマスクに対して不安の声もある。
・コロナでマスクをしていると耳が聞こえない人は口の動きや動作で判断するので、筆記などの用意があると助かる。
・手話通訳者の電話だと本人と認めてくれず、電話を取り次いでもらえないことがある。手話通訳者を通して、本人確認ができるようにしてほしい。
・視覚障害のある人は３密回避や非接触などで困っている。スーパーマーケットなどセルフレジではなく人のいるレジを案内していただき、スムーズに会計ができた。
・動線を固定するためロープなど見えず、ぶつかることなどがある。声掛けいただき、案内してもらった。
・視覚障害のある人には非接触の会計が難しいため、コロナ禍における困りごとをスーパーマーケットや商店街などにも周知し、共有してもらいたい。
・視覚障害の方がコンビニで距離を取る為並んでいる時順番が来ても判らないことが見受けられた。
・コロナの影響で人との接触をさけるため、目が悪いと補助してもらうための声掛けをためらうのが見受けられた。
・新型コロナウイルスの流行当初は知的障害者施設において閉鎖等があった。現在は元に戻ったが、自粛していることも多い。マスクは表情がわからないなど困りごととしてあ

る。元々制限のある中、さらに制限が課せられ、体力、機能、感情、外出に興味をなくすなど悪循環を起こしている。
・足が悪いと杖を利用するため消毒などで手からはなれるとバランスを失い、転倒などの危険につながる。
・消毒用のポンプはマヒがある人には力が必要で使いづらい。足踏み式のものを置いてほしい。
・車いすの人は足踏み式の消毒だけだと使えない。
・ヘルプマークの市民に対してのPRをしてもらいたい。
・外出時、店舗や道で知人に出会った時になかなか「距離をとって下さい」とは言えず、下を向いてやりすごしているが何かサインなどがあれば、お互い嫌な気分にはならずに済むと思う。
・マスクができないため、買い物・通院は外で待ち順番が来たら入るようにしているが、理解してもらえない時があり困っている。
・IT化により、特に視覚障害者への温かい気遣いが不十分だと感じる。企業への指導が必要。
・バリアフリー化がまだまだ浸透していないように感じる。職員数にも限度があるため、各委員の方々と共に、グルーピングし、市内の各所を総合点検するような取り組みはどうか。
・視覚障害者は、無人店舗への対応、非接触、非対面での対応が難しい。そういう顧客には、声かけ、誘導、支援ができるよう、窓口や店舗側で対応して欲しい。また、セルフサービス化がやむを得ない場合、一般の端末より、見やすさや音声補助などが設定された手持ちの端末が使えれば対応できるケースもある。そのような形でサービス利用ができるよう、業界に啓発して欲しい。
・直接支援が必要な方がいなくなるわけではないので、互いに感染予防に努めながら必要なサービスを使えるように支援していく必要があると思う。
・店舗において非接触による支払いが推奨され、セルフレジや、カードを自分でかざしたり通したりして支払う場所が増えている。このような支払い方法では視覚障害者は人的支援が無いと操作が難しい。そうした人がいることを周知する必要がある。
・マスクが出来ない人など新しい生活様式になじめない人がいる事の周知が必要。
・障害特性で感覚過敏でマスクを付けられない人がいるため、感覚過敏の紹介があるといいと思う。
・聴覚障害者の場合、相手がマスクをしていると表情や口形がわからず。苦労しているのが続いている。マスクを取ってとは言いにくい状況なのはわかるので、せめて、身振りで示したら、耳が聞こえないのだとわかってほしい。

<u>情報へのアクセスについて</u>
・聴覚障害のある人はコロナ禍で情報へのアクセスが十分にできない。
・聴覚障害のある人とのコミュニケーションにおいて、書けば伝わるというやり方は正しい情報が伝わらない。
・自粛など聞き馴染みのない言葉の意味を理解するのに苦労した。手話言語で伝えることが大事。

・マスクをしていると、聞こえない人にとっては、話をしているのかどうかすらわからない。コロナが長引き、最初は「自粛する」というだけの情報が、状況が変化し、情報量が増えるにつれ、情報を捉えきれない聴覚障害のある人が多い。
・70 代の聴覚障害のある方でワクチン接種をしていない方がいた。本人は「来年の 3 月までに接種すればよい」と思っている。正しい情報が伝わっていない。
・パソコンは使えないし、メールは難しい。
・ZOOM や携帯、パソコンの使い方を教える場を作る必要があるのではないか。
・感染症対策としてオンライン会議が浸透したのに、公共施設に Wi－Fi 環境がないため、利用しづらい。情報保障として、Wi－Fi の整備を進めるべきではないか。
・全ての報道に手話があるわけではない。文字だけでは聴覚障害のある人が情報を十分理解することは難しい。
・職員や所属団体内で情報伝達・交換をしているが、所属していない人や地域との繋がりがない人に情報が届いているのか、理解できているのか心配。
・市の HP でコロナ禍における困りごとを掲載したことは良いが、深い層に掲載してあるため見づらい。市報や SNS などを利用して、HP へ誘導すると効果的であると思う。
・視覚障害者用に QR コードなどを活用し情報提供されている。視覚障害のある人には点字で情報提供すればよいといったステレオタイプの対応ではなく、さいたま市と協力してよい事例ができたと思う。
・「新しい生活様式」ではマスクの着用が必要である。マスクを着用していると、聴覚障害者は口の形、動きが見えず、誰が話をしているのか、また何の話をしているのかがわからない。
・店などの場合、筆談できるようメモやペン、ホワイトボードなどを常備してほしい。まだまだ準備がない店が多い。
・聴覚障害者は日本語が母語ではない(手話が母語) 人もいるので、筆談の際も、比喩や婉曲表現ではわかりにくいことがある。

医療・ワクチン・PCR 検査等について

・視覚障害のある方に対し、ワクチン接種に関する郵送物には切り込みがあるので、大切なお知らせであるとの情報提供があった。視覚障害のある方用に電話対応などの情報提供もあり、これから送られてくる郵便物に関しても、注意しておくことができるので助かる。
・聴覚障害者団体と市との懇談会において、FAX でのワクチン接種の対応を可としてもらった。反面、予約した結果の返事が遅く、不安な状態で FAX の前でずっと待っている人もいる。
・さいたま市のワクチン接種は遅れている。入所施設の利用者や職員だけではなく、ヘルパーや手話通訳、相談員や通所施設の職員にも先行接種すべきではないか。
・精神科に入院している患者の退院が進まない。地域移行できるはずの人が、できなくなっている。
・ワクチンについて、正しい理解を持っていない人もいるため、情報弱者にタブレットの操作方法をレクチャーした上で、ICT を活用した周知を行うと良いのではないか。ICT の活用は、肢体不自由などにより、外出が困難な人が、外部との交流ができるチャンネルに

なりうる。
・入所・グループホームではPCR検査が受けられるが、通所施設では受けられない。1週間に1度とは言わないので、隔週で社会調査として受けられるようにしてほしい。こうすることで、不安感が取り除け安堵感が上がると思う。
・知的障害や発達障害のある方の中には、かかりつけ医がないという人もいる。ワクチンを接種するにしても、パニックになってしまう人もいるが、普段から特性などを知っているわけはない医師から、どの程度個別的配慮をしてもらえるのか懸念している。施設の中には、嘱託医が接種しても良いと言ってくれるケースもあり、接種券が早く届けば、そういった対応も可能である。
・重度の知的障害のある方はワクチンをどこで接種したらよいのか。施設内の健康診断でも、採血などはとても大変な状態。集団接種会場などでの接種には無理がある。施設内での接種が好ましいと思う。
・ワクチン接種は知的障害のある方の場合、二次的障害もあり、特に配慮が必要になる。市でも知的障害のある方に対し特別に考えてほしい。
・施設には複数の市から利用者が集まっている。同じ施設内でも、ワクチン接種の状況に差が出ている。
・知的障害のある方がコロナとは別の病気で入院した際、面会もできず、食事を摂らなくなった。親が頼み込んでも病院は面会を許可してくれず、熱があっても退院させた。家に戻ると食事も摂れるようになった。感染防止は仕方がないが、世の中の規制に合わせるのではなく、臨機応変に対応してほしい。
・マスクが必須となる中、知的障害のある方や発達障害のある方にはマスクが無理な方もいる。医療機関に入ることもできず、親が薬をもらうだけで受診もできない方がいる。
・障害のある方の親の不安として、親が感染してしまった際、障害ある子供はどうしたらよいのか。そのような場合に受け入れてくれる施設は2か所しかない。
・コロナワクチン接種に関して、障害のある方と介助者にはやく接種する体制を早く整えて欲しい。
・いったん収束したとしても、再び変異し新たなウィルスとして感染拡大することが懸念される。現状の経験を生かして、いつ感染リスクが生じても混乱しないように、特に障害者の方々を守る観点からマニュアルを作成しておくことが必要ではないか。
・ケアラーが新型コロナウイルスにかかった場合の受け入れ先を市内に作るべき。又は自宅にヘルパーを派遣するべき。
・ワクチン接種会場で障害者専用レーンを設置すべき。
・医療機関で車で順番を待てるような配慮をしてほしい。
・聴覚障害者に対してはFAXでの連絡等の配慮は必要である。しかし、FAXでこちらが送信したのに、返信がないのは配慮がない。せめてFAXを受信したという一報だけでもあるとよい。今回コロナワクチン接種の予約申し込みにFAXを利用できるとあったが、実際には返信はすぐ来ないし、明らかに聞こえる人との差があったと思う。

<u>交流などについて</u>
・事業が何もできない。
・早く皆で何かやりたい。寂しい。
・いつまで続くのか相当しんどい。

・例会が対面で開催できなかったため、紙面により開催したが十分ではなかった。

その他
・地域の人々とのネットワークがないことが課題。
・聴覚障害があり、手話で情報を得ているが、手話を見続けることは大変である。少数派のため、休憩を入れてほしいと言いにくい。

【新しい生活様式での困りごとの啓発に対する意見】
・純粋に偏見なく向き合い、上から目線にならないようにすることが必要。
・市報やＨＰで啓発活動をするのはいいと思う。その他に、聞こえない人と近所の人や民生委員との情報ネットワークが必要になると思う。
・社会調査の中で、家族に障害のある人がいることを書かない人や、知られるのが嫌な人が多い。しかし、民生委員として家を訪ねるととても喜ばれたので、接し方で家族の反応も変わると思う。
・民生委員の地域の見守りの対象は単身世帯や高齢者が中心で障害のある人も気にはしているものの、あまり入り込まないようにしていることがある。民生委員ともっと連携してもらうことが必要。
・この状況下を住民自身どうしたいか、市民が直接話し合い意見を言う場があってもよいのではないか。例えば、障害を持つ当事者が集まり、どういった対策が必要で、どのような施策があったらよいかを話し合い、発信していく必要があると思う。
・啓発の前に、困りごとの意見をもっと出し合い、議論することが必要。
・紙面だけでなく、目で見て確認できるイベントを実施して欲しいと思う。
・SNS、HP、ヤフーニュース、市報等、思いつくもの全てで啓発をしてほしい。
・地域の民生委員に周知し、啓発に協力してもらう。
・文章が苦手な聴覚障害者（特に高齢の聴覚障害者）もいるので、動画での周知をしてほしい。
・新型コロナに感染した場合、障害を持っている方は、優先して入院出来るということを約束してくれる配慮があって当然のことだと思う。
・リーフレット類を配付していくのも必要だとは思いますが、現状では、まだまだノーマライゼーションの精神は広く市民には浸透していないのが現状だと思う。
・駅頭などで直接訴えたり、パネルやチラシの活用など、障害者の方々による積極的なパフォーマンスが効果的だと思う。
・駅に設置のエレベーターに、障害者優先のメッセージを掲示する。
・それぞれの障害の具体的なこと、そしてどう向き合うことが望ましいのかなど、幼・保、小・中・高校での具体的な教育。いわゆる心の教育の充実が大変重要だと思う。
・全戸配布の市報さいたま、市民が見ることが多い市のホームページのトップ画面にリンクを付ける、市のツイッターなどでの定期的な発信が有効と思う。特に、障害者への関心が高まる、パラリンピックや障害者週間、市内でのパラスポーツイベント前などには、重点的に啓発する。
・市からのワクチン接種の通知に、視覚障害者に配慮している件なども、当事者に十分に伝わっていない可能性がある。
・市のワクチン接種に関するホームページコンテンツに視覚障害者向けに音声で読める案

内があるのも評価できるが、配布物についてもう少し詳しい説明を追加いただくなどすると、当事者や支援者により伝わると思う。また、予診票記入の支援などを含め、実施医療機関や集団接種会場にも啓発して欲しい。
・本人やその家族はもちろん、支援者も含めた地域住民に正確な情報が伝わるように、いろいろなメディアを活用できるといいと思う。インターネットの活用が広まっている中で、機器に慣れていない人でも安心して使えるような使いやすさも工夫できるといいと思う。
・すでに市のホームページに一部公開しているが、階層が深く、たどり着くのが難しい。情報量の多い市のホームページという特性上、やむを得ない面もあるので、広報誌や広報番組等、他の媒体とうまく組み合わせたり、オリパラや市民のつどい等のイベントと連動させたりして、うまく広報していく必要があると思う。
・YouTube で啓発広告やラジオで啓発広告が効果的だと思う。
・不織布マスク・ウエットティッシュに啓発広告をつけて配布が効果的だと思う。
・マンガで障害特性を紹介すれば若い世代は読むのではないか。漫画会館があるさいたま市としたらマンガを多く活用するといいと思う。冊子を刷るよりもスマホで読む機会を作れば場所も取らなくていいのではないか。
・実感としては若い世代よりも中年以上高齢者の方が差別は根深いように思う。若い世代は情報を得る機会も多く配慮してくれる人も多い。中年以上高齢者には会社で研修や公民館のサークル単位での研修や交流を企画しマッチングしたらどうだろうか。それら研修講師としての障害当事者等にはある程度の報酬があると責任感もあるかと思う。報酬が発生するからには内容も大事なので内容を精査する必要があるかと思う。
・実際にどういう配慮が必要かなど具体的な例をあげて動画を作ってほしい
・聴覚障害者に対し、ワクチン接種の説明の当事者による手話動画が市の YouTube 等で視聴できた。今後も新しい情報など、情報弱者の聴覚障害者に届く方法で配信してほしい。（当事者による手話動画が分かりやすい）

障害者政策委員会における意見
・ワクチン接種の案内について、視覚障害者へ切り込みが入った音声データ付きの封筒を送付したという事だったが、視覚障害者２級であってもその切り込み入りものが届かなかった、あるいは音声コードが読み込めなかったという話を聞いている。
・役所内での統一がされてなかったのか、電話での対応が不十分で、思うように接種の予約ができなかったという話を聞いている。
・ホームページに情報が沢山あるので、視覚障害者の情報であればここをクリックすれば視覚障害者全体のものがわかるとか、簡略化や分かりやすい情報提供に今後努めていただきたい。
・障害のある方の先行予約を行うには、オンライン手続きが必要であり、家族にネットができない方はなかなか手続きが出来なかった。
・図書館と公民館等で予約の相談や手続きを行っていたが、高齢者が沢山おり、知的障害の家族が相談する余裕がなかった。
・コールセンターのみならず別のところで相談窓口を開いていただいてもよかったと思う。
・療育手帳、精神手帳お持ちの方は無条件で先行配付をしていただいてもよかったのでは

ないかと思う。
・家族からの困りごとが沢山あったので、独自に予約の手伝いを行った団体もあった。
・若い保護者はLINEを使っており、ワクチンの先行予約の事もLINEで知る者がいた。LINEの方も情報提供の取り組みに加えることも検討してほしい。
・聴覚障害者も情報を得るのが非常に難しいので、聴覚障害者協会と、手話に関わる団体が一緒に、わかりやすい動画というものを作成して、さいたま市のYouTube、ホームページにも掲載した。聞こえないから特別何かを作るという事ではなく、最初から誰もが同じ情報が得られるような方法を模索してほしい。
・知的障害の重度の方、行動障害の激しい方は、地域の集団接種会場に行ったり、地域の医療機関でワクチンの接種を受けることは、とても大変であり、通所の事業所でも施設内の集団接種が行えるよう要望をしていたが、非常に時間を要した。通所の事業所でも嘱託医による集団接種を受けられるようにしてほしい。
・コロナ禍で不要不急の外出はなるべくしないようになったことで、いろいろなことが家庭の中に持ち込まれ、保護者の負荷が非常に大きくなっている。
・ショートステイが、もともと足りていないが、そこに加えて緊急事態宣言や、蔓延防止措置になると、受け入れが中止されたり、人数を最小限とするといったことがあり、保護者にかかる負担を解消する術が減り、負担が一層増しているという印象がある。
・コロナ禍になって、家庭内で虐待が増えている、それに近い状態が増えているふうな話も聞いている。あらかじめ想定しておくべき市の対応や施策があると思う。
・DXの活用について、最大公約数が参照できるものを進めていくべき。そこから漏れる情報弱者のためには、他の枠組みを設定してカバーをしていくべきと考える。
・DXの活用について、場当たり的になっていると思うので、意思と計画をもった設計を進めていくべきと思う。
・最初にどれから手を着ければよいか分からなくなってしまうことが考えられる。オンラインの相談窓口で、相談先の振り分けなどを行うことが重要だと思う。

（事務局）
ファシリテーターの皆様、ありがとうございました。
最後に、座長の松永教授に、まとめをお願いしたいと思います。松永教授、よろしくお願いいたします。

（松永座長）
皆様、本日は大変貴重な御意見を拝聴いたしまして、私自身も現場が今、このようになっているのだということをよくわかりました。新型コロナウイルスに関しましては、障害のある人たちを取り巻く環境に、多大な影響を与えているということがよくわかりました。自粛によって人に会えない、情報も遅れている、そういった物理的な背景からとてもさみしい思いをしている、人に会えない、人間というのはやはり一人で生活するものではありませんから、この環境下で情報も入ってこないし、人とも会えないし、みんなどうしているのだろうというお辛い気持ちが伝わってまいりました。しかし、そういった情報弱者の方々がいらっしゃる一方で、ＩＴ機器を活用したり、昨今ＺＯＯＭが大変流行っておりますが、ＺＯＯＭで人と関わるということをなさっている方がいらっしゃるというのも、良いことを教えていただいたと思います。そういう環境をどうにかするためには、市

が中心となって、一歩進んで障害のある人たちへのＩＴ機器の活用を考えていくことが必要なのではないかと思いました。機器を活用するにしましても、パソコンやスマホをよく使えない方はどうするのか。お若い方はすぐに使うことができるのかもしれませんが、ＺＯＯＭをどのように使うのか。これも丁寧にどなたかが担当して対応していかなければならないなと思った次第です。

そのほかにも施策に関係する相談体制の整備。今の状況で誰かに相談したいけれども、どこにお話を持っていったらよいのだろうか。ここにいらっしゃる方はお分かりになるかもしれませんが、そうでない方も多くいらっしゃるのではないかと思いました。

また、保健センターにコロナ対応で相談できない。これはニュースでも保健センターが大忙しであると報道されましたので、そうだろうなと思って伺っておりました。その代替の相談の窓口なども速やかに整備する必要があるだろうなと思って伺っておりました。

そのほかにも、マスクによって相手の感情がわからない。ですので、透明なマスクを何故つけているのか、そういうことを一言、周りの人にお伝えいただくのも大切であろうと思って聞いておりました。

今日のテーマの二つ目である、障害者総合支援計画の成果につきましては、皆様から成果指標の見直しや、もう少し検討が必要なのではないかという意見があり、特に実施しているだけではなく、その中身がどうなっているのか、その点にも評価をすべきではないかという意見がありました。私は埼玉県庁のほかにも栃木県の市町の障害者福祉計画の策定にも関わっておりまして、同じような御意見が出ています。国の計画の評価がそのようになっているからトップダウンで評価が決まってしまうのだと思いますが、単なる数字の実施状況だけではなく、質、内容について検討するべきではないかと思いました。

多岐にわたる御意見を頂戴してまいりましたが、すぐに市で着手できるものと、多大な検討時間を経てどうにかしていくものと、大きく分けて２つに分かれると思います。７月に第１回障害者政策委員会がございますので、その際に、今回頂戴しました貴重な御意見を参考に、この新型コロナウイルスの厳しい状況を乗り切るための突破口、新しい道を作るために、皆様の有意義な御意見を活用させていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上が私のまとめでございます。

どうもありがとうございました。

（事務局）

ありがとうございました。

最後に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の改正についてご報告いたします。資料の一番最後のページをご覧ください。

障害者差別解消法は、６月４日付けで改正、公布されました。施行日については、３年以内とされており、今後政令で定められることとなります。

主な改正点といたしましては、これまで、民間の事業者の合理的配慮の提供については、雇用分野を除き、努力義務であったところ、義務化されたことでございます。

これに伴い、本市のノーマライゼーション条例においても、関連条項について改正の必要性を検討することとなります。

なお、改正法の施行日が未定であることから、条例改正を行うにしても時期は決まっておりません。今後の動きにつきましては、市民会議においても報告してまいりますので、よろしくお願いいたします。

障害者差別解消法の改正に関する報告は以上でございます。

それでは、以上をもちまして、「令和３年度第１回誰もが共に暮らすための市民会議」を終了いたします。
本日は、お忙しい中、ご参加いただき、誠にありがとうございました。
ご記入いただきましたアンケート用紙は、会場の出口付近で回収しておりますので、ご提出をお願いいたします。
それでは、お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰り下さい。